

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 40 号
2015 年 7 月

目 次

[評論]

政治思想史学をめぐる断想——十七世紀研究から

加藤 節..... 1

[書評]

マキアヴェッリ研究の「根堀り論」と「先取り論」：解釈論のオセロ・ゲーム——鹿子生浩輝『征服と自由——マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』を読む

石黒盛久..... 6

[書評への応答]

二つのマキアヴェッリ研究、あるいは現実と神話

鹿子生浩輝..... 15

[会務報告]

2014 年度第 3 回理事会議事録 21

2014 年度会計報告書 23

2015 年度予算案 24

2015 年度第 1 回理事会議事録 25

第 23 回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ 26

第 23 回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ 28

政治思想史学をめぐる断想

——十七世紀研究から——

加 藤 節（成蹊大学）

今般、本ニューズレターに何か「学会への提言や若手研究者へのアドバイス」になるようなエッセイをとの依頼をいただいた。しかし、遺憾ながら私にはそうした類の文章を寄せる自信も用意もない。したがって、ここでは、ホッブス、スピノザ、ロックを主たる対象として自分なりに取り組んできた十七世紀政治思想史研究の現場で直面し、考えさせられてきた問題のいくつかについて記すことで責めを塞ぐこととお許しいただきたいと思う。

（１）ヨーロッパの十七世紀は、人類の思考様式を変えるような業績を挙げた思想家を輩出した「天才の世紀」であり、私が格闘してきたホッブス、スピノザ、ロックは、その代表例に属する存在であった。その場合、彼らの思索の特徴は人間活動の多様な領域を覆っている点にあり、その結果、彼らの学問は多くのジャンルを包摂する体系性を帯びることになった。その点に関連して私がまず直面した難問は、彼らの学問体系を構成する各分野、特に哲学と政治理論とをどう関係づけるかということであった。それでも、ホッブスの場合には、その関係を比較的容易に辿ることができた。自ら語るように、ホッブスの哲学体系は、自然学、人間論、政治理論を内的に関連する三要素として自覚的に構成されていたからである。

それに比して、スピノザとロックとの場合には、哲学と政治理論とを架橋する論理を汲むことははるかに困難であった。両者とも、ホッブスとは異なって、それら二つの領域の関係については沈黙しているからである。この問題を前にして、私は、まずスピノザについては、倫理学としてのその哲学の二つの特質、すなわち、「生」を「善き生」の前提に置いたこと、「神即自然」の認識による「最高善」への到達の条件を知性改善に求めたことに着目した。スピノザの政治理論が政治社会の目的

を「生活の平和と安全」および「思考する自由」の保障に求めたのは、「善き生」の前提をなす自己保存への自然権を確実なものにし、「傾聴し、討論することで鋭くされる」知性の相互陶冶を可能にするためであって、そこに倫理学との内的な関係をうかがうことができると私には思われたからである。

ロックについて私が注目したのは、人間の認識能力批判としてのその哲学が前提している人間観であった。感覚と理性との協働による知識の形成過程を跡づけたロックの認識論は、感覚と理性とを統一することによって、認識のレベルにおける感性的人間の理性的な自律を哲学的に定式化したものであった。そして、こうした人間観はそのまま政治理論の基礎をなしていた。ロックの政治理論もまた、自己保存への感性的欲求を自らの合理的な労働が生み出す「資産」を手段として充たしつつ自律する「理性的で勤勉な」人間を前提にして組み立てられていたからである。その意味で、ロックの場合、あきらかに感性的人間の理性的自律を説く人間観が哲学と政治理論とを結ぶ結節環をなしていた。

（２）ホッブス、スピノザ、ロックの学問体系における哲学と政治理論との関係の論理を探究する過程で私が直面した第二の問題があった。彼らの思想体系の根底にあって、それに独自の個性をもたらす役割を果たした「個体化の原理」は何かがそれである。この難問について思いをめぐらした結果、私は三者ともに若き思想形成期に身につけた以下のものにその原理を見いだすことになった。まずホッブスについて私が重視したのは、彼が「神が人類に与えた唯一の学」であるとした幾何学との「結婚」を決定的な基礎体験として自らのものとした思考態度、すなわち、名辞の定義から出発

して命題から命題へと論証を進める数学的方法によって世界総体の「因果論的認識」を獲得しようとする「論理的ラディカリズム」であった。ホッブスの思想世界の根底にあってそれに個性を与えているのは、世界を言葉の体系として構成するために前提から結論へと徹底的に推論を推し進めていく強靱な思考への意志であったと考えられるからである。

次いでスピノザの場合に私がその体系の「個体化の原理」として見いだしたのは、彼が、ユダヤ人共同体からの「破門」を契機として強いられた切実な問い、すなわち、人的な共同体における人間の生の意味は何かを解こうとする志向性であった。この志向性こそが、スピノザの体系を倫理学と政治学とから成る個性的な体系にした根本的な理由であったといえるからである。

また、私がロックの思想に個性を与えた原理的な要因と考えたのは、人間に生の指針を与える神と、その指針を認識し実践すべき義務を負う人間との義務論的な関係を重視する「神学的パラダイム」であった。このパラダイムを前提することなしに、神との関係において「神の作品」としての人間は地上においていかに生きるべきかを問い続けたロックの思想の個性的な性格を把握することはできないと考えたことがその理由であった。

(3) 以上のように、ホッブス、スピノザ、ロックそれぞれの思想の「個体化の原理」にも配慮しながら、彼らにおける哲学と政治理論との関係の考察を終えた後、私は次の仕事に取り組むことになった。彼らの宗教論を社会契約説としてのそれぞれの政治哲学にふさわしい宗教のあり方を求めて敢行された「宗教批判」の試みとして解釈した上で、そこに、十七世紀の政治理論が要請した宗教像の展開を問題史として辿る作業がそれである。キリスト教、マルクス主義、近代哲学への私自身の年来の思想的関心の交点に生じたこの「政治と宗教」をめぐる課題との関連で、私は、問題史という歴史叙述に関わる次の二点について考えることを強いられることになった。問題史が成り立つ条件と問題史を書くことの意味とがそれであ

る。

いうまでもなく、問題史としての政治思想史とは、広く政治にかかわり、しかも思想的有意性の高い共通の問題について複数の思想家が寄せた回答の論理的あるいは意味的な関係を歴史的に辿るものである。したがって、問題史という歴史叙述が妥当性をもつためには、次の三つの条件が不可欠であるといつてよい。すなわち、取りあげられる問題が政治思想的に重要な意味をもつものであること、その問題が複数の政治思想家に真に共有されていること、彼らが寄せた回答の間に何らかの関係が認められることにほかならない。

こうした条件に照らしてみたとき、私には、ホッブス、スピノザ、ロックの政治＝宗教論を問題史的に構成することが決して不当ではないと思えたのである。政治的対立と宗教的分裂とが循環するコンフェッショナリズムが一般化した十七世紀の歴史状況の中で「政治と宗教」の問題は極めて高い思想的有意性をもっていたこと、この問題は彼ら三者によってコンフェッショナリズムを克服して政治社会の統一をいかに実現するかという観点から確かに共有されていたこと、しかも彼らが寄せた回答には、国家主権による体制宗教の強制を説いたホッブスの主張が、まず、宗教についても思考する自由を求めたスピノザによって相対化され、最後に、政教分離による寛容に国民統一の道を見いだしたロックによって清算されるという関係があきらかに認められること、これがその理由であった。

以上のような研究を続ける中で、私は、問題史を書くことには、単なる歴史叙述をこえた積極的な意味があると考えようになった。二つの優れた先行研究がそうした判断を後押ししてくれた。一つは、「国家と宗教」をめぐる問題史をヨーロッパ精神史に即して厳密に辿りながら、そこに、ナチズムや天皇制ファシズム下の同時代に猛威をふるう国家信仰や神政政治への批判原理を見つけた南原繁の研究であり、もう一つは、社会契約説の展開史を近代政治原理の成立史として問題史的に考察する作業を、デモクラシーによる国民国家の形成という戦後日本の歴史的課題への展望と重

ね合わせた福田歓一のそれであった。これらはいずれも、問題史としての歴史叙述と史家が生きる時代への切実な関心とが奥深いところで見事に契合している業績だったからである。

「政治と宗教」をめぐる問題史をホッブスからスピノザを経てロックへと辿った私の場合にも、ささやかながらそうしたタイプの問題史をとの希望があった。私も、三人の思想家が政治社会の統一を求めて政治と宗教とに固有の位置を与えようと試みた知的苦闘の跡を問題史的に辿りながら、そこに、政治が宗教化し、宗教が政治化する形で反復される現代のコンフェッショナリズムを克服する方策への思想的な手がかりを求めてきたからである。私が、その後も、例えば、「デモクラシー」や「自由と平等」や「ナショナリズム」を主題とする問題史としての政治思想史を試みてきたのも、同じように、それを通して自分が生きている同時代の問題を解くための糸口を得たいと考えてのことであった。

(4) 問題史としての政治思想史が現在との接点を秘めていることを自覚する中で私が直面した新たな問題があった。政治思想史学は、政治理論とどのような関係に立つべきかがそれである。仄聞するところでは、このところ、政治思想史学が過去の「古い」思想を扱うのに対して政治理論は現在の「新しい」問題の分析を主眼とする点で、両者は別々の学問であると考えられる研究者が増えているという。しかし、私には、そうした動向は好ましいものとは思われない。私は、卓越した政治思想史家であると同時に優れた政治理論家でもある政治学者の仕事に親しんできたこともあって、政治思想史学は政治理論の基本的な一分科として政治理論に貴重な貢献を果たすことができると考えているからである。以下、その貢献をとりわけ重要だと思われる二つに限って述べてみることにしたい。

第一の貢献は、政治思想史学が政治理論における概念や用語の明晰化に資することができることである。ここでは、もっとも典型的な例の一つとして‘civil society’の場合を取り上げてみよう。

古典古代以来の概念史を振り返ってみると、‘civil society’は、主として「政治社会」・「文明社会」・「ブルジョア社会」という三つの意味で使われてきた。しかし、政治学を含む日本の社会科学では、それをほぼ一律に「市民社会」と訳してしまう伝統が根強いことから、その指示内容が著しく曖昧にされてきた。そうした弊害を避けるためには、今後、政治理論に携わる研究者は、政治思想史学の重要な一分野である概念史を踏まえた上で、‘civil society’に対応する邦語概念をどのような理由から、どのような意味で用いるかにより自覚的になる必要があるといわなければならない。また、それに万一「市民社会」という訳語を当てる場合には、概念史との対応とズレとに最大限配慮しながら、用語の厳密な定義から議論を始めるべきであろう。東欧革命以後の動きを「失われた公共性の再発見」という視点で受けとめたハバーマスが、権力的な「政治社会」としての国家、市場原理が支配する私的な「ブルジョア社会bürgerliche Gesellschaft」とともに相対化する公共的なネットワーク、あるいはそれを自主的に形成しようとする運動体を指示するために‘Zivilgesellschaft’という用語を提唱した優れた例もあるからである。

けれども、政治学の場合、同一の概念や言葉が意味を変えながら通時的に使われることが圧倒的に多い以上、概念史を押えながら、政治概念の認識象徴としての明晰性と正確度との向上に努めることの必要性は、何も‘civil society’の場合に限られるわけではない。詳細は省くとしても、それは、政治理論に類出する邦語概念、例えば、「国家」、「国民」、「民族」、「正義」、「平和」といった諸概念についても間違いなく妥当するはずであるからである。

しかし、政治思想史学には諸政治概念の明晰化に資する点よりもある意味では重要な政治理論への第二の貢献が認められる。それが、政治理論にとって根源的な問いである「政治とは何か」を考えるための豊かな素材や視点を提供してくれることにほかならない。事実、私自身、ホッブス、スピノザ、ロックから政治について理論的に考察するための数多くの示唆と手がかりとを与えられて

きた。参考までに、彼らから学んだことを三つに示すと、それは次のようなことであった。

(5) 政治について理論的に考察する上で、私が彼ら、その中でもとりわけホッブスから第一に学んだのは、政治という人間の営みにおいては観念や思想やイデオロギー、総じて言語象徴が決定的な重要性をもつということであった。それは、ホッブスが、言葉の「誤用」や「悪用」を警戒するノミナリストとして、言説化された思想や観念が人々の内面に作用して、彼らを主権者に対する反逆や「政治社会」を引き裂く内戦へと導く事態が政治の世界では容易に生じうることを鋭く見抜いた点に示されている。

しかも、このように、「象徴を操る」存在としての人間が営む政治において言語象徴の果たす作用に注意を払うホッブスの視点は、ともに宗教的シンボルが政治的意味をもつ十七世紀の現実を生きたスピノザにもロックにも共有されていた。それは、スピノザが聖書の真理性を主張する宗教的独断論がそれを疑う少数派への政治的迫害につながることを看破し、ロックがフィルマーの王権神授説のような「神学」が人間を隷属へと追いやる「絶対王政」を正当化することを批判した点からうかがうことができるであろう。このように、言語象徴の政治的機能に敏感であったホッブス、そして、同様の認識を共有していたスピノザやロックから、私は、例えば、政治過程が象徴過程として出現し、思想や観念が「作用理念」として働いて政治の動態を生みだすことを政治への理論的な視点として学ぶことになったのである。私の場合、それは、後に、例えば、「自民族中心主義」や「エスノ・ナショナリズム」と呼ばれる観念が人々を動員する組織象徴として働いて凄惨な民族紛争を引き起こす現代の政治状況を理論的に分析する視点として生かされることになった。

第二に、私がホッブス、スピノザ、ロックから政治理論への強い示唆を与えられたのは、彼らに共通する政治権力の原理的な理解をめぐってであった。政治権力をどう把握するかは政治理論における周知の難問の一つであるが、彼らが示した見

解は現代においても十二分の妥当性をもつ透徹したものであった。彼らによれば、政治権力とは、政治社会の成員が有する「力と強さ」という物理力の集合という契機と、成員全員の「同意」や「合意」から生みだされて、その集合的な物理力の使用に正統性を与える権威という契機とから構成されるものであった。こうした彼らの視点は、統治関係を不可欠の要素とする政治の中核的な要素をなす政治権力の「物理性potentia」と「権利性potestas」との認識にとって現在でも色あせることの無い理論的視座を提供してくれるといつてよい。

しかも、彼らのこうした政治権力観は、異質な二項の関係から成る「社会体のそれぞれの場所」に遍在する社会的な権力現象に対する政治権力の独自性を把握するためにも有益性をもつ。三人の中ではロックがもっとも鋭く自覚していたように、正統な政治権力は、その「物理性」の極限形態である物理的暴力を行使して人間の生命価値を奪う権利を与えられていることに由来する生殺性を究極的な属性として秘めており、その点で、例えば、夫と妻、親と子供、医者と病人、雇用主と被雇用者といった二項的な社会関係にあきらかに潜みながら生命の与奪を正当化することのない他の社会権力とは質的に異なっているからである。その点で、ホッブス、スピノザ、ロックの政治権力観は、現代世界におけるさまざまな社会権力を分類するための基準としても役立つであろう。

私が、政治の理論的考察に関連してホッブス、スピノザ、ロックから第三に学んだのは、相互に関連する政治の定義と政治の成立可能性についてであった。周知のように、彼らは、「政治」が成り立つ以前の人間の「自然状態」を、人間間における必然的な紛争の発生、その紛争裁決のためのルールを強制する共通の権力の不在、人間の平和的な共存の不可能性という三つの特徴で規定した。彼らにとって、政治が行われる「政治状態」とはこうした「自然状態」の克服態であったから、彼らが、人間の活動のある側面を指して‘political’、‘politicus’、‘civil’という言葉で呼んだ「政治的」営為とは、端的に、次のようなもので

あったといってよい。すなわち、人間の間に不可避免的に発生する紛争や対立を、共通の権力を媒介として解決して、人間間の共存状態を不断に作りだす作用がそれである。私自身、ホッブス、スピノザ、ロックから学んだこうした政治観を自分自身の政治の定義として、あるいはある人間事象を政治現象と規定するための引照枠組みとして用いながら、これまで、その政治に関わる諸問題の理論的な考察を続けてきた。そのうちの 하나가、上のように定義した政治が可能となる条件は何かということであった。

ここにおいて、私は、彼ら三者が、ともに政治が行われる「政治社会」を、‘commonwealth’や‘civil society’、あるいは‘civitas’、つまり「公共のもの」としての人的共同体とみなしたことから極めて大きな示唆を受けた。すなわち、私は、彼らのその視点に汲んで、まず、政治が成り立つためには、「政治社会」を構成する主体の間にある種の公共性が不可欠であると考えた上で、やはり彼らの所説に即してその公共性の構成要素を次のものに見いだしたのである。共存への共同意志、紛争解決のルールに関する共通了解、そのルールを強制する権力の正統性についての相互承認の三つがそれであった。こうした要素から成る公共性を欠く限り、ルールを強制する権力を媒介として紛争を解決しながら政治主体の共存状態を作りだす作用としての政治が成り立つ余地はないからである。

更に、「政治社会」が、したがってまたそれを支える公共性が紛争の極限形態としての内戦や革命によって解体することを見抜いていた彼らの洞察から、私は政治が成立するもう一つの条件を教えられることになった。それは、政治主体間の紛争の濃度や激しさが上記の公共性の枠内で処理可能な程度にとどまることであった。紛争が激化してその程度を越えるとき、紛争は政治的解決ではなく暴力的決着の領域に移ることになると考えられるからである。

このように、私は、ホッブス、スピノザ、ロックが十七世紀の文脈の中で構想した政治思想から、現代に関する政治理論的考察にも有効性をも

ついくつかの視点を引きだしてきた。私が、政治思想史学は政治学の重要な一分科として政治の理論的な把握に貢献するところが大きいと考えてきた主たる理由にほかならない。

以上、十七世紀研究を通してこれまで考えさせられてきたいくつかのことを思いつくままに申し述べてきた。もっぱら私的なことがらの記述に終始したこの一文がいささかでも一般性をもち、同学の方々が政治思想史学について考える上で少しでも役に立つものになっていることを願うばかりである。

マキアヴェッリ研究の「根堀り論」と「先取り論」: 解釈論のオセロ・ゲーム——鹿子生浩輝『征服と自由—マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』を読む

石 黒 盛 久 (金沢大学)

今回鹿子生浩輝氏の著作『征服と自由』を再読し、評者の念頭に浮かんだのは、表題にも掲げた「根堀り論」「先取り論」という言葉であった。私がこの言葉を知ったのは、佐藤三夫氏の『ルネサンスにおける人間の尊厳』という論文集を通じてである。氏はブルクハルト以来の研究史を総括しルネサンス評価の視点として、その中世的伝統との連続性を重視する「根堀り論」と、近世的世界の先駆としての断絶性を重視する「先取り論」という二つの傾向があることを指摘している。その上で氏はルネサンスの思想史上の真の姿をつかみ取るため、両者を対立としてではなく相補的なものとして把握する必要性を説いている。

評者の念頭にこの言葉が浮かんだのも、本書における鹿子生氏のマキアヴェッリ理解が、彼に先立つフィレンツェ政治思想の伝統の継承を重視するという点において、ルネサンス研究における「根堀り論」の、マキアヴェッリ研究への見事な転用となっているからに他ならない。一方評者の立場はと言えば、マキアヴェッリの内に続く近世国家の基本原則の萌芽を読み取る点において、はっきりと「先取り論」の立場に立つ。それゆえ以後の論評もともすれば批判的・反論的色彩を帯びがちではあるが、それは筆者が鹿子生氏のこの労作を軽視しているからではない。一次文献の丁寧な読み込みに加え、圧倒的な量の二次文献の通覧を踏まえ氏は、『君主論』と『ディスコルス』の、換言すればマキアヴェッリにおける君主主義と共和主義の並存につき斬新な仮説を提示しその是非を問うという、極めて水準の高い作業を行っている。それは日本におけるマキアヴェッリ研究が、従来その強い影響のもとにあった佐々木毅氏の『マキアヴェッリの政治思想』を、越えるべき段階に達したことの指標となっている。評者がそれに異を唱えるが如き論評をなすのは、佐藤三夫

氏のひそみに倣い、マキアヴェッリ研究の「根堀り論」と「先取り論」に、一つの均衡を与えたいという意図に基づくからに過ぎない。

以下においてはまず本書『征服と自由』の梗概を、評者の読みとった限りにおいて紹介したい。本書の意図はその冒頭に鹿子生氏が示した、「彼が当時の読者にどのような政治的メッセージを伝えようとしたか、そのためにどのような新しい政治理解を提供しようとしたかを明らかにする」という言からも明らかである。それでは氏はマキアヴェッリの政治的メッセージをどのようなものととらえ、彼の新しい政治理解をどのようなものと示しているだろうか。著述の順を追いながらそれを解明することとしたい。

本書は従来の研究史を概観した序論を除き四章立ての構成をとる。先ず一章では彼の思想を考察する背景として、15世紀フィレンツェにおける共和主義の伝統が強調される。中世政治思想が、キリスト教化したプラトン主義の影響のもと一人支配は多数支配に勝つという原理に基づいたことを氏も否定しない。だが都市コムーネの形成という現実を踏まえ、中世中期以降パドヴァのマルシリウスに代表される如く、普遍帝政という全体的構図の中のコロラリーとして、都市共和政に一定の正当性を付与する理論構築がなされるようになった。更にフィレンツェに関していえば、14世紀末における教皇権との全面对決を契機に、普遍帝政から自立した政治体としての都市国家の存立原理が追求されるようになる。このような要請のもと古代都市国家の政治論に関心が集まり、市民的人文主義という営為を通じ共和主義的な伝統が形成されたというのが、本章における鹿子生氏の考察の要旨である。こうした伝統はフィレンツェ人の心情に深く刷り込まれ、マキアヴェッリ自身もまたその知的形成を通じ、この伝統を空気の如く吸

い込み成長したことを重視すべきだと氏は説く。更に氏は、かかる共和主義的伝統はメディチ体制出現以後も維持されたと強調する。即ちその君主制への傾斜につき論じられるメディチ家自身、むしろ共和主義的伝統と密着することにより、その政治的正統性を確保してきたと見るのである。氏によれば1494年のメディチ追放以後の〈復古〉共和国の体験は、共和主義の伝統を一層強化することとなった。即ちメディチ追放の立役者サヴォナローラ失脚の後登場したソデリーニ政権も、この共和主義の伝統の再生の延長上に生じた現象であり、そうした性格を有するこの政権に奉仕し活躍したことに、マキアヴェッリの政治思想的立場が明示されているとするのである。

第二章ではこうした氏の観点に基づくマキアヴェッリの知的文脈の理解を背景に、『君主論』なる書物が何を意図した書であったかにつき、通説に対し実に挑戦的な仮説が提示されている。氏の『君主論』理解の斬新さの基盤は、多くの説が従来6-7章までの議論が、一般的議論からメディチ家によるフィレンツェの統治という特殊テーマへとその焦点を次第に絞り込んでいると見るのとは対照的に、当該部分をフィレンツェの問題とは全く無関係だと一刀両断する点に存する。氏がこうした結論に至った最大の理由は、切所とも称すべき7章の核心が、フランスという他人の武力の支援のもと、ロマーニャ地方という自身とは無縁の地域を征服したチェーザレ・ボルジアの功業に据えられている点に求められよう。それに対し1512年フィレンツェを再征服したメディチ家は、自身と無縁の地を征服した訳でも、彼らを支援したスペイン王の軍事力に依存していた訳でも無い——即ち鹿子生氏によれば『君主論』7章は、1512年のメディチのフィレンツェ再征服と何一つつながらぬ個所なのである。ならばこの『君主論』6-7章を鹿子生氏は何を念頭に置いた個所だとするのであろうか。それは1513年以降急速に浮上した、ジュリアーノ・デ・メディチによる北中部イタリア諸都市の征服計画に他ならない。確かに教会国家を後ろ盾とした征服者という基準に照らせば、父教皇アレクサンデル6世を後ろ盾に征服活動を行

行ったチェーザレと、兄教皇レオ10世を後ろ盾に征服活動に乗り出そうとするジュリアーノは、極めて類似した存在であろう。そしてこの新たな征服事業は当然のことながら、新たな指南や新たな幕僚を必要とすることとなろう。求職中のマキアヴェッリはこの情勢を看取り、ジュリアーノをフィレンツェ以外の地に君主として君臨せしめるべく、この書の献呈を思い立ったと鹿子生氏は説くのである。

もちろん鹿子生氏が『君主論』の叙述において、フィレンツェの状況への言及を完全に排除している訳ではない。それは「市民的君主政」の導入を眼目とする続く8-9章の論点である。この個所の導入（それは恐らく本書が小ロレンツォに改めて献呈された際に生じた事態だった）により氏によれば同書は、フィレンツェと北中部イタリア都市という二つの焦点もつ複雑な構造を有することとなった。そしてかかる構造は当時のメディチ家の領域支配がその下に置かれた、複雑な構造を反映するものであったと鹿子生氏は説くこととなる。他方『君主論』後半部の主題は君主の備えるべき徳をめぐる、中世〈君主鑑〉に類似した議論に他ならないが、そこにおいては単に権力篡奪時の暴力に基づく強制の効果（「恐れられる」こと）のみならず、長期的視座に基づき法や宗教、慣習そして君主の人間味ある行動（「愛される」こと）が有する政治的有効性もまた強調されている。それらは時勢に応じ組み合わせて使用されるべきものであることは言うまでもない。だが図式的に言えば前者を篡奪行為により獲得する北中部イタリア都市に、後者を「市民的君主政」に基づき統治すべきフィレンツェに援用すべきであると、マキアヴェッリは考えていたとされるのである。こうした考察を媒介に鹿子生氏は『君主論』8-9章を蝶番としながらも、専ら権力を篡奪する非正統的君主の統治術を主題とする『君主論』と、共和国やそのコロラリーとしての市民的君主政の支配者の統治術の書としての『ディスコルスィ』が、対象の相違としてマキアヴェッリにおいて矛盾なく並存し得たのだと、氏は主張するものの如くである。こうした主張は全く先行研究を欠く訳ではないも

の、従来のマキアヴェッリ研究の通説的解釈と比べた場合、難問を一挙に断ち切る挑戦的議論と言っても過言ではない。

第三章ではこうした『君主論』評価との相関の視座から、『ディスコルスィ』が考察に付される。『君主論』に示唆される専制的君主観のフィレンツェへの投影を回避すべく、この書と母市の問題の連関を最小限（8-9章）に限定した鹿子生氏は、むしろ従来『君主論』の現実主義に比し、空論的著作と評されることも少なくなかった『ディスコルスィ』こそが、母市におけるメディチ家を担い手とする共和国の再生を企図した、実践的性格を濃厚に有する書であったことを強調している。他方返す刀で氏はこの書のI-16～18に登場する立法者を、〈復古〉に基づく共和国の自立的再建という現実的プロセスと対比した場合、抽象的かつ実現性の乏しい思考実験に過ぎないと評し、畳みかけるようにこうした立法者と『君主論』6章の「自分の武力を備えた」専制君主を結びつける議論を、単なる連想に過ぎないと否定した。

氏によれば『ディスコルスィ』の実践性の核心は、理想の共和国を実現した古代ローマ公民の美德にある。共和国に生じる不可避の腐敗に対抗するかかる美德は、幸運や摂理によって与えられるのではなく、彼ら自身の思慮により構築される国制という人為によりもたらされる。それゆえ既に共和国という優れた政体を獲得しているフィレンツェ市民は、古代ローマ共和国という歴史の鑑に学びつつ、過去の健全なあり方へと〈復古〉を企てることにより腐敗を克服し、自国を強盛に導かねばならない。メディチ家には、非現実的な国家の根底的革新の担い手としての絶対君主ではなく、フィレンツェ人の本性としての自由の希求と親和的な、〈市民的君主政〉による改革の担い手として、この〈復古〉を指導することが求められたのであった。

第四章は上記の如き市民的人文主義を正統に受け継ぐマキアヴェッリの思想が、より後年の著作—『戦術論』『政体改革論』『フィレンツェ史』—にも一貫して継続していることの提示をその主題とするが、著者鹿子生氏自身「本書の主題を立証

する観点からなされる」と語っているように、ここまで論じられてきた氏のマキアヴェッリ評価の補論というに留まる感があるため、ここでは贅言を控えたい。繰り返しとなるが評者の読み取った限りでの本書における鹿子生氏のマキアヴェッリ評価は、次の如きものとなろう。①『君主論』の中心論題はジュリアーノ（及び小ロレンツォ）による北中部イタリアの専制的支配であり、他方『ディスコルスィ』のそれはメディチ家による共和主義的フィレンツェ支配である。こうした両断を通じて、マキアヴェッリという一個人における君主専制と共和主義は整合的に理解される。②『君主論』中二次的に付加された8-9章は、メディチ家を専制的ではなく市民的君主政の統治を媒介に共和主義へと導くことを意図しており、その点において共和国の再建という『ディスコルスィ』の主題と相関する。③『ディスコルスィ』I-16～18の立法者像は、その行使する手段の極端さゆえに当時のフィレンツェの現実に合致しない、試行実験に留まる。④このような共和国における立法者を、『君主論』6章の「自分の武力を備えた」絶対的支配者と結びつけることは、表見的類似性に基づく単なる連想に過ぎない。⑤『ディスコルスィ』の真の意味での実践性は、古代ローマ人の思慮とローマの国制という歴史的亀鑑を求めつつ、摂理や幸運といった外的要素を極力排除し、〈復古〉という理念を通じて共和国の再建＝人間の腐敗の克服を、人為のみに依拠して実現しようとしたこと。以上となろう。このような主張を踏まえ「マキアヴェッリの政治的メッセージは如何なるものであったか」という冒頭の問いに鹿子生氏は、それを〈君主専制による根底的革新ではなく、あくまでも共和国の国制を踏まえた〈市民的君主政〉に基づく改革〉であると、そしてまた「マキアヴェッリの提示する新しい政治理解とは如何なるものであったか」という問いに対しては、〈模範としての過去の再現即ち〈復古〉の可能性の歴史的認識に基づく、摂理や運命を排除した人為による政治社会の構築〉であると答えているかのように思われる。

評者は『君主論』と『ディスコルスィ』の並存

についての新しい解釈を軸に、共和主義者マキアヴェッリという肖像を破綻なくまとめあげた著者の力量を高く評価したい。但しその作業の過程において著者が、自身の構想から外れるいくつかの論点を見落としている点について疑問を感じている。あらかじめ評者の立場を明言しておけば、評者は『ディスコルスィ』と『君主論』はフィレンツェの再生という主題を軸に、『君主論』8-9章を接合点に密接に絡み合う二つの著作であると考えている。こう書くと評者の立場を、鹿子生氏の主張とあまり変わらないものの如くに思われる方もあろう。だが実を言えば筆者のマキアヴェッリ解釈は『君主論』の8-9章の議論の核心を、共和国において「自分の實力（武力）」より自立する絶対権力者を如何に創出するかという点に求めることにおいて、鹿子生氏のマキアヴェッリ解釈とは全く異なるものとなる。

さらに言えばこのことは共和国の中に出現するこうした絶対権力者を、『ディスコルスィ』I-16～18において言及される立法的革新者と重ね合わせる、鹿子生氏が単なる連想に過ぎないと評した立場に評者が立っていることをも意味している。もっとも評者は自身の論点の多くに、鹿子生氏のそれと共通のものが含まれているとも考える。感性的人間像に基づき、物理的強制（恐怖）を唯一の政治手段とする佐々木毅氏のマキアヴェッリ観との対比において、政治行為におけるソフト・パワー（愛情や情性）の必要性を強調する点に加えて、マキアヴェッリ解釈の隅の首石として『君主論』8-9章に着目する点自体もまたそうである。今回不思議にもまた面白くも思ったのは、こうした言ってみれば解釈上の同じ手駒を用い議論を立てながらも、そこから引き出される答えが正反対になってしまったことに他ならない。本コメントの副題を「解釈論のオセロ・ゲーム」と題した所以もそこにある。鹿子生氏の議論と私のそれとの間で、白石を置くか黒石を置くかにより、全ての構図が一変する切所がどこにあるか、以下『征服と自由』の各章を再検討しながら指摘したい。

まず第一章で氏は、市民的人文主義の思潮を通じてフィレンツェにおいて確固たるものとなった共

和主義の伝統を強調する。そしてこうした論調はバロンの影響を受けた、多くの議論において受け入れられているが、果たしてそれを無批判に受容してよいのだろうか。バロンを批判する研究が、その後登場してきているが、そうした研究が取り入れられていないように感じられる。もちろんこうした思想の受益者層であるフィレンツェの寡頭市民層において、こうしたイデオロギーが一つの伝統となったことは無論である（グイッチャルディーニはその代表例だろう）。だが市民的人文主義形成の契機となった〈八聖人戦争〉からメディチ体制の出現まで高々50年余り。共和主義がフィレンツェ人一般の本性に至るまで、内面化し得たのか疑問に感じる（たとえそれが第二の〈本性〉化していたとしても、感性的人間という根源的な〈本性〉ならいざ知らず、共和国の公民という人為的な第二の〈本性〉など、『ディスコルスィ』I-42に彼自身指摘する如く、容易に改変してしまえる程度のものでしかない）。そもそも普遍的政治制度（帝権・教権）の呪縛から国家が自立を果たすためには、従来かくの如き普遍的政治制度に占有されていた、絶対的権威を国家の側に回収しなければならない。こうした回収は具体的政策面で言えば、普遍的政治制度の権威を媒介に権力を保持していた諸中間団体の相対的自律の、国家による克服を通じ実現される。本質的にボトム・アップの〈諮問〉による政治に過ぎない（その点において中世的普遍帝政体制のコロラリーに留まる）都市共和政の理念が、そのままでは内外に進行しつつあった都市国家自体の帝国化＝領域国家化（拡大的共和国の理念の出現は、そのプロセスの一端）の担い手たり得ないことは、当時のフィレンツェ人にとってすら様々の局面において自覚されつつあったと考える。

またメディチ・システムの本質についても、鹿子生氏は大コジモから大ロレンツォに至るその共和政的側面の持続性を強調するが、その一方この60年間メディチへの権力集中が、一貫して強化され続けてきたことも事実である。マキアヴェッリ自身自覚しているように、大ロレンツォ時代の後期には、外見としての共和政と内実としての君主

政の矛盾は、政治の効率性を大きく損なうものとなっていた。とはいえ〈騎虎之勢〉という言葉があるように、いったん権力という虎の上に乗ってしまったメディチ家にとり、その構成員個々人の政治信条はともあれ、自身の権力維持を模索し続ける中で絶対君主化の道を突き進む以外、如何なる選択肢がありえたらうか。またメディチ家とその疑似君主的権限を欠いて、都市国家フィレンツェが、自身の領域編成すらできなくなっていたことは、メディチ追放後のトスカナにおける領域国家の解体が如実にこれを示している。

大評議会制と終身大統領制は、このメディチの権限を代行する政治的中枢の創出を期して企画されたものだ。この時期のフィレンツェ政治の体験を鹿子生氏は、伝統的共和主義の再生の文脈で理解しようとしている。だがその一方で市民の諸団体の特殊意志ではなく、市民の全体意志の表出の場としての大評議会制が多くの識者により、従来の共和政の伝統を逸脱した「異例の新しきこと」と目されていたことも無視してはならないだろう。もちろん当時においても、こうした改革がある種の〈復古〉として語られていたことを否定するものではない。だがそれはケルンも言うように、あらゆる革新行為が〈古き良きもの〉の再発見という修辞を通じてしか語られ得なかった、中世的思考の残滓に過ぎない。大評議会制の創出は、先立つ時期メディチ独裁を保障した、市民集会の決議による大権機関の形成という臨時システムの恒常化であった。それも大権機関という集団ではなく終身大統領一個人への授権である点は注目に値する。これこそ正にマキアヴェッリの著作における〈市民的君主政〉の歴史的対応物であり、また45歳を一期として自身終身大統領の地位に就任しようとしていたという、グイッチャルディーニの言を信じれば、メディチ家が当面想定していた戦略と合致する方向性でもあったろう。〈大評議会／終身大統領〉の対により初めて機能するこの新制度の導入は明らかに、メディチに代わるフィレンツェの〈帝国〉化の政治中枢の制度的創出を目指すものであった。問題はソデリーニ終身大統領政権の崩壊を眼前にしたマキアヴェッリにと

り、ソデリーニ政権として体现されたような〈市民的君主政〉が、フィレンツェ再生の最終的解答たり得たのかという点に他ならない。かくして我々は再興したメディチ家に対する助言者としての、『君主論』と『ディスコルスィ』の著者としてのマキアヴェッリの世界の戸口に立つ。

このように15～16世紀フィレンツェの政治思想と政治的実践の展開を概観するとき、そこには伝統の継承と変化への対応という静と動の両側面があることがわかる、鹿子生氏と評者のオセロ・ゲームで黒石を置くか白石を置くかにより、風景が一気に変わってしまう一手とは正に、時代状況を静からとらえるか動からとらえるかという点にあるのではないか。以下続いて本書第二章における『君主論』のテキスト解釈の批評を通じて、一手の違いの切所を炙り出したい。議論の焦点は鹿子生氏がフィレンツェをその対象とすることから排除した、『君主論』6-7章にある。対にして論じられるこの部分は、7章におけるチェーザレの形姿が突出しているため、都市を外部から征服する支配者を対象にする議論と理解されがちであるが、必ずしもそうとは言い切れない。6章で提示された「自分の力（武力）で」国家を獲得した支配者たち——モーゼ、キュロス、ロムルス、テセウスそしてサヴォナローラ！——は全て、共同体の内部から権力を獲得し新国家の定礎を担った人物である。そうであるとすれば、これと対に語られる7章の主題もまた、自身の本国における「他人の武力や運による」支配権の獲得をめぐる議論たらざるを得ない。もちろんチェーザレのことを特筆しているからには6-7章において、外部からの征服という議論が排除されているとは考えられない。だがこうした両面性は、己が祖国への帰還であるとともに武力を用いた外部からの征服でもあった、1512年のメディチの政権復帰の複雑な性格の反映なのではないか。この事件を鹿子生氏は、必ずしもメディチ家は幸運に依拠して政権に復帰した訳ではないので、この章の対象にはならないと解釈する。だがそもそもメディチの祖国復帰は、ソデリーニに反感を抱く寡頭派貴族の独自の思惑に基づく行動と、ソデリーニ政権の親仏政

策に反感を抱いたユリウス2世の意向に、メディチ家が上手く乗った結果であるに過ぎない（この点で小ロレンツォ時代のフランスとの同盟を理由に、1512年におけるメディチ家のスペインへの依存を否定する氏の議論は事実誤認である。この時点においてフランス王は、メディチの新政権を敵視していたであろう）。さらに言えばメディチが政権復帰の実力として利用したスペイン軍は、同家に金で雇われた集団に過ぎず、賠償金についてソデリーニと合意することができれば、一件から容易に手を引いたであろうことは、前後の事情からみて推測に難くない。こうした諸点から見て1512年のメディチの政権復帰は、他者の力と幸運により実現した権力篡奪の典型例なのではないか。その意味で『君主論』6-7章を1512年のメディチのフィレンツェ支配の復活と無関係とする主張は、評者には首肯し難い。

他方で氏は続く〈市民的君主政〉を主題とし、小ロレンツォに献呈された際追加された蓋然性の高い8-9章のみを、当時のフィレンツェ政治と関連する部分だとする。だが同じ一冊の書のそれも直接連続する部分でこのように、他都市に対する専制政治の方策と母市に対する〈市民的君主政〉への献策を、なんの連関性も設定せぬまま断りもなく並列できるであろうか。そもそも評者には、ジュリアーノと異なり小ロレンツォにとってフィレンツェ以外の諸都市支配が、副次的意味しか持たなかったように判断される（彼はその支配の困難さゆえに、彼の征服の最大の成果であるウルビーノ支配の放棄さえ構想しているのだ）。こうした小ロレンツォの立場から考えるに『君主論』8-9章は、外部からの征服者にして内部からの篡奪者という両面性を備えた6-7章の君主（メディチ家）が、祖国の内部において如何に自身の権力を構築すべきかという、彼固有の課題に見事に対応している。さらに言えばこの8-9章は、武力の残虐な使用による篡奪を温和な手段により緩和することを説く8章、反対に温和な手段により市民の支持を得つつも、最後の一点において絶対権力の確立のため残虐な手段に訴える必要性を暗示する9章最終段落という両章の対照的構図を通じ、

後段15章以下の〈君主鑑〉的議論へとつながる要素すら示唆している。なお氏は「これらの君主国が市民的体制から絶対的な体制へと向かう場合に危機に陥る」という一句から始まるこの9章最終段を、まさにこの「危機に陥る」という文言を根拠に、市民的君主政に留まり絶対的権力への移行を抑えることを主張する〈戒め〉であり、6章結部に提示されるが如き、「自分の實力」に依拠し全面的な自己決定権を確保する絶対君主の推奨ではないとする。だが「危機に陥る」ことは、そのような改革を実施すべきではないという論拠になり得るのだろうか。『君主論』6章においてマキアヴェッリは新制度の導入を肯定的に論じつつ、「率先して新制度をもちこむことは」、「実行の難しい、成功の覚束ない、取扱いの危険なことである」と断言している。それがなぜ危険なのかと言えば、自身の實力により自己決定権を確立しない限り、〈市民的君主政〉という「気乗りのしない消極的な支持者」に依存する状態を、克服できないからだ。6章末尾に提示される〈武器なき預言者〉サヴォナローラの姿にこそ、政治の根本的変革に際しての〈市民的君主政〉の限界が描き出されている。

以上『征服と自由』第二章における、『君主論』解釈の分析を通じて、『君主論』6-7章の君主専制主義をメディチ支配下の北中部イタリア諸都市に、『君主論』8-9章の〈市民的君主政〉及び『デイスコルスイ』の共和主義をフィレンツェに按分することによって、マキアヴェッリにおける君主主義と共和主義の並存を理解しようとする、鹿子生氏の議論が暗礁に乗り上げているのではないかと評者の見解を提示したが、そうした見解を本書第三章における、氏の『デイスコルスイ』分析に対する批判を通じて補強したい。

氏は『デイスコルスイ』が徹頭徹尾共和主義的性格を有する書であることを強調するため、そのI-16～18における改革者ないしは立法者に関する議論と、『君主論』6-7章の君主像を直接関係しないものと解釈しようとする。だが国家の定礎者を論じる『デイスコルスイ』I-9を踏まえた場合、こうした主張に首をかしげざるを得なくなる。『君

主論』6章において範とすべき君主につき、モーゼ、キュロス、ロムルス、テセウスという名が挙げられているが、これらの人物は続いてサヴォナローラの名が登場することから解される通り、単なる支配者ではなく国家改革の担い手という含意を有している。他方『ディスコルスィ』I-9においても、国家を単独で改革する立法者としてロムルス、モーゼ、リュクルゴス、ソロンの名が示される。これらの名前の自身の思想におけるシンボルとしての重要性に、マキアヴェッリが無自覚であったとは思えない。『君主論』と『ディスコルスィ』を併読する読者が、『君主論』6章→『ディスコルスィ』I-9→『ディスコルスィ』I-18と読み進めていくよう、マキアヴェッリ自身が誘導しているとすら言えよう。こうした構図においてこの両著の関係は、時局論としての『君主論』を政体遷移の歴史論としての『ディスコルスィ』が包摂し、前者の実践に後者が理論的必然性を提供していると言えるのではないか。

このような観点の重要性は、『ディスコルスィ』I-16～18を単なる思考実験とし、その実践性に疑問を投げかける鹿子生氏の見解に反駁する意味でも重要である。氏は暴力的な手段で権力を獲得しながら、これを公共善に適う目的のために行使する君主の出現をマキアヴェッリが、ほとんど期待できないと考えていたと指摘する。これは一面において事実である。だがモーゼやキュロス、ロムルスという歴史の外に立つ神話的人物において、こうした奇跡が実現したことも否定し得ない。むしろ彼は『ディスコルスィ』において、腐敗への抵抗とその挫折の過程の帰結として、腐敗がその極に達し歴史の循環が一巡することにより、始原の神話的世界が回帰することを指摘している。こうした展望のもとにおいて初めて、『君主論』6章におけるモーゼやキュロスらの出現の機会の議論は、その深い理論的背景を開顕させるのではないか。これは歴史の神秘であり人知の予測を越えたことである。だがサヴォナローラ運動の一時的な成功に窺えるように、16世紀初頭のイタリアにおいてこうした終末観＝世界の根本的変革への期待は普遍的に存在していたし、『君主論』26章

の予言的宣言もまたこうした文脈を抜きに理解することは困難である。『ディスコルスィ』における歴史論は、その究極に『君主論』26章の終末論を孕んでいるのだ。彼は彼が生きた今という一点に、私人の私益を公益へと止揚させる奇跡が必然となる神話的世界の再帰の瞬間を垣間見たのではないだろうか。

正にこの点に鹿子生氏と評者のマキアヴェッリ解釈が反転する、異なる指し手を見出すことができる。氏はローマ共和政末期の極度の腐敗に対し、マキアヴェッリが当時のフィレンツェの状況を左程の腐敗には達していない状態、換言すれば根本的〈革新〉ではなく、既存の体制の保持を前提とした〈改革〉で事足りる状態だと目しているようである。その根拠として氏は『ディスコルスィ』I-55の、フィレンツェを含むトスカナには平等があり、自由な政治を回復する社会の健全性が維持されているという主張を持ち出している。だがこれを真に受けて良いのだろうか。当時のトスカナ社会が上位数パーセントの富裕層に、社会の富の大半が集中する超格差社会であったことは、今日の研究でほぼ明らかにされているし、こうした富の格差が政治的格差に直結することは、マキアヴェッリ自身古代ローマ国の範例から如実に自覚していたはずである。彼は確かに著作の随所でフィレンツェにおける〈平等〉について語っているが、かかる〈平等〉の内実について明瞭に解説してくれた研究に出会ったことがない。彼の著作を読み返せば読み返すほど、この文言が皮相な紋切り句に過ぎず、その思想の文脈に組み込まれていないという感を強く抱かされる。反対に評者は、『フィレンツェ史』7巻や『戦争の技法』1巻に語られる、大ロレンツォ時代のフィレンツェの風俗の頹廢に注目したい。それは明らかに共和政末期のローマ風俗を下敷きに描き出されたものであり、マキアヴェッリ自身がローマ／フィレンツェの歴史状況の平行性を介して、メディチ台頭の必然性を理解しようとしていたことは、大方の研究の認めているところでもある。評者はマキアヴェッリが当時のフィレンツェを腐敗の極に達した社会、従って改革者ではなく立法者による根本的革新を

必要とする社会と判断していたと考える。

そもそもマキアヴェッリは、『デスコルスイ』I-49で明言しているように、隷属をその歴史的起源とするフィレンツェでは、ローマと異なり自律的政治体制の確立が不可能であると考えている。そのような起源の歪みが間断ない党派抗争へと帰結し、この都市では公共善に基づく共和国が過去一度も成立したことはなかったのだ。評者はマキアヴェッリが古代共和国から学んだ最も重要な認識は、あらゆる中間団体の介入を超克した透明な共和国の発見にあったと考えている。フィレンツェ共和主義の伝統と言うが、そのような意味においてフィレンツェ史の過去のどこに、〈復古〉の起点たり得る模範的な共和国が存在したのであろうか（逆に中世都市共和政とは中間団体による、党派的〈諮問〉の政治以外の何物でもない）。フィレンツェがローマに拮抗し得る真の共和国たり得るためには、強力な立法者のもと一度、その歴史の全てを清算する他ないし、いま正にそれを必然とする好機が訪れたのだ。

氏はまたこうした力に基づく根本的革新が、残虐行為を惹起することを不可避とするため、それを自身の祖国に適用することをマキアヴェッリが不適切と考えていたと、たびたび主張している。こうした実力の行使に対する、躊躇の感情がマキアヴェッリに欠けている訳ではないことは事実である。だが君主国か共和国を問わず、権力を自分の実力の上に基礎づけることは、彼にとり有効な政治形態の根本条件ではないのか。そもそもそうでなければ、彼における市民（臣民）徴兵論とは一体何を意味するのか。そしてこうした自分の実力が、必要な際のその行使を前提としていることは論じるまでもない。感情と理性が別物であることを、マキアヴェッリはよく承知していたであろう。こうした実力の行使に対する鹿子生氏の否定的評価は恐らく、フィリポス2世に対し『デスコルスイ』I-26が語る一見否定的な見解に影響されたものと思われる。だがその同じフィリポス2世は『戦争の技法』7巻においては、モーゼやロムルスの子孫の如き始原の立法者に匹敵する、「二重の栄光に輝く」君主にまで祭り上げられている（こ

れと全く同じ文言が、『君主論』24章で理想の新君主について用いられていることは注目すべきである）。ロムルスのレムス殺しやモーゼによる偶像崇拜に走ったイスラエル人の虐殺が、自国民に向けられたものであることは言うまでもない。

この問題につき、更に重要な個所を彼の著作から指摘しよう。それは彼が仕えたソデリーニ政権崩壊前夜の情勢に言及する、『デスコルスイ』III-3である。彼の著作と彼の政治的経歴の連関を探る上で決定的意義を有するこの個所においてマキアヴェッリは、ソデリーニが政権を維持しようとすれば「独裁権を確立して市民の平等の原則をぶち壊す」ことが不可欠であったにもかかわらず、そのような断固たる処置に出ることを躊躇したことに対し、ほとんど切齒扼腕といった感情を現している。政治家の行為が「動機ではなく、結果で判断される」という、マキアヴェッリズムに関する著名な箴言が示されるのは正にこの個所なのである。第四章に関しては『戦争の技法』につき、一点のみ指摘しておきたい。徴兵制度導入は書記官時代から一貫して、彼の政治論の根底をなす見解であるが、彼の徴兵案の対象がフィレンツェ市民ではなく、属領住民であったことの深刻さを看過してはならないだろう。これはローマに倣った〈拡大の共和国〉の志向の必然的帰結である。国家の構成員の拡大が、種々の中間団体の排除による透明な共和国という原理（マキアヴェッリが大評議会という制度に執着したのは、それが正にこの透明な共和国を具現するものだったからだ）を抜きに、可能になるとは考え難い。そしてこの繰り返しとなるが、透明な共和国という原理こそ、ルネサンス期における古代共和国の再発見が近代に提供した、最大の貢献なのではないだろうか。こうした原理は、諸団体に対する〈諮問〉に基づく中世都市共和主義の原理と、明らかに類を異にするものである。

マキアヴェッリの思想をその土壌となったフィレンツェ共和主義の伝統の文脈からとらえようとする、いわば「根掘り論」の立場から鹿子生氏は、評者が以上の批判を通じて示したようなマキアヴェッリの革新性や近代性の主張を、後世実現した

事態を過去に読み込む過剰解釈で、マキアヴェッリ自身の議論には後に出現した絶対主義国家や近代国家の諸要件を示す文言は何もないと断じている。もちろん彼がその知的揺籃となった、フィレンツェの市民的人文主義の政治をめぐる概念や用語を用いて、当時の政治的情勢との格闘を開始したことは言うまでもない。だがこうした手持ちの道具を用い、大きく変化する情勢と格闘することを通じ、出発点となった思想から大きく逸脱して行ってしまったことこそが重要なのではないだろうか。それはまだ萌芽的、流動的な発想で、彼がそれを明晰に表現できたはずもない。こうした萌芽的、流動的発想が如何なるものであったか、それをそれがほぼ実現した後世の現実を補助線に定着させることは、ある過去の思想を歪曲することでは必ずしもあるまい。それは過去の思想と思想家を歴史の中で評価するということであり、一定の慎重な手続きを踏まれば許容される、さらに言えば不可欠なことでさえあるだろう。マキアヴェッリ解釈に限らず、ルネサンス評価の「根掘り論」と「先取り論」の永遠の論争は、このあたりのスタンスの取り方の違いに起因するように感じられる。

最後にフィレンツェ都市共和主義の伝統の継承者という、マキアヴェッリ解釈の有力な見解（鹿子生氏もまたその一翼を担っていることは明らかであるが）に対し、評者が以前より抱いていた根本的な疑問をぶつけてみたい。都市共和主義に対するグイッチャルディーニの愛着には、整合性がある。彼はそうした体制の受益者であったし、こうした理念に保障される有力市民間の平等が、メディチに脅かされる危機感もあったろう。だがマキアヴェッリにとって都市共和主義の伝統への執着に、どんな意味があったというのだろうか。この点でマキアヴェッリの立場は、グイッチャルディーニはもとより、フィレンツェの愛国者という点で比較されるミケランジェロのケースとも大いに異なっている。末席とは言え共和国体制の〈受益者〉層に属した彼の父は、共和国の種々の役職を歴任している。だがマキアヴェッリの父ベルナルドは、こうした役職につくことが一度もなかつ

たし、3000人近い市民を対象とする〈大評議会〉に席を占めることもできなかった。マキアヴェッリ自身、仮に書記官局の行政職になかったとしても、三大高職はじめ主要な政治職に選出されることは不可能だったと思われる（父ベルナルドが非嫡出子だった可能性等）。我々は自由と平等の街フィレンツェという、羽仁五郎的幻想に依然支配されがちだが、現実の都市共和国フィレンツェはその属する〈身分〉によって、そのキャリアが厳格に規定されてしまう社会だった。マキアヴェッリにとり自身の政治的野心の最大の障害は、正にこうした都市共和主義体制そのものだったはずである。卑俗な例えを使えばマキアヴェッリの立場は、院政期の信西入道とか織豊期の石田三成のようなもので、デスポットに密着することによってしか、社会的栄達を達成しようがない立場に置かれていた。こうした彼にとって共和国の公式教義としてのフィレンツェ共和主義に対し、表面的追従（それを表明しないことはメディチを批判すること以上に、当時のフィレンツェにおいて危険なことであったと思う）以上の、如何なる愛着を持ちえたというのだろうか。マキアヴェッリの社会階層と、その政治論を結び付けて考察した研究を評者は寡聞にして読んだことがない。今後こうした観点からの研究も必要のように思われる次第である。

二つのマキアヴェッリ研究、あるいは現実と神話

鹿子生 浩 輝 (九州女子大学)

石黒氏からは拙著『征服と自由——マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』の論評をいただいた。心より感謝したい。石黒氏の『マキアヴェッリとルネサンス国家——言説・祝祭・権力』（風行社、2009年）には、序章を除き10の章があり、そのうちマキアヴェッリの思想を中心考察とした論文は5つある。以下では、これらの論文の内容を踏まえた上で石黒氏の論評に応えたい（ただし、引用文は、今回の石黒氏の論評からのものである）。氏からは拙著の章ごとに順に多くの批判をいただいているが、ここでは紙面の制約上、多くの論点のうちで最も重要と思われる問題から扱おう。

[1]

まず、私と石黒氏の最も大きな解釈上の相違を明確化しておこう。いずれも『君主論』9章がフィレンツェを考察した部分だと解釈しているが、マキアヴェッリが一貫してそこで共和政を維持しようと企図していたという私の解釈に対し、石黒氏は逆に、フィレンツェに絶対的な君主権力を創出しようとしていたと解釈している。氏の解釈は、G・カドーニの研究にほぼ全面的に依拠しているが、カドーニによる『君主論』9章（市民的君主国）の解釈は、独断的であると言わざるをえない。例えば、マキアヴェッリは同章で、「市民的君主国は、市民的な体制から絶対的な体制へと移行する場合に危機に陥る」と論じているが、カドーニは、マキアヴェッリがそこで絶対的君主をメディチ家に勧めていると解釈している。しかし、テキスト上の具体的な根拠は示されていない。マキアヴェッリは、絶対的体制への移行がメディチ家の支配権を喪失させかねないため、それを回避させようとしていると見るのが自然な解釈ではなかろうか。石黒氏は、絶対的な体制への移行が危険であるにも

かかわらず、マキアヴェッリが9章であえてそれを推奨していると解釈している。氏は、同章最後の議論が「絶対権力の確立のため残虐な手段に訴える必要性を暗示する」と述べているが、同章のどこでそれが暗示されているのだろうか。

石黒氏は、『君主論』第9章から離れ、『リウウィウス論（ディスコルシ）』I巻18章に着目している。マキアヴェッリはこの箇所では、腐敗した状況で自由を創出する方法を考察しており、ロムルスのような絶対的権力者がいる場合、これを遂行しようと論じている。マキアヴェッリは同書I巻9章でもロムルスを例示し、建国の場合には一人の絶対的な立法者が不可欠だという議論を展開している。石黒氏は、ここから『君主論』6章に目を転じ、マキアヴェッリがそこでロムルスらを挙げている事実を踏まえるならば、『君主論』6章→『リウウィウス論』I巻9章→同書I巻18章へと「マキアヴェッリ自身が読者を誘導している」と論じている。石黒氏によれば、『君主論』と『リウウィウス論』のこの関係は、前者から後者への「理論的必然性を提供している」という。

たしかにこれらの箇所には、絶対的権力を有する立法者の考察という点で共通の議論を見出すことができる。しかし、ここからは、それ以上のことを結論づけることはできない。実際、その議論ではマキアヴェッリが別の著作や章へと「誘導している」具体的な箇所はどこにもない。こうした解釈は、Q・スキナーが連想的だと批判したように、たんに推論に基づいており、そこに「理論的必然性」があるようには見えない。

仮にマキアヴェッリがメディチ家は実際に絶対的権力者となり、かつ、フィレンツェで立法者的改革を断行しなければならないと考えていたとすれば、なぜ彼は『君主論』でそのように直接的に訴えなかったのだろうか。さらに彼は、後年の『フ

『フィレンツェ政体改革論』でも、メディチ家にこれを提言する機会があったが、そうしていない。むしろ、彼は同著で、フィレンツェには君主政の樹立すら困難だと指摘し、「真の共和政」の確立を推奨している。石黒氏は、この著作に関する拙著の解釈の妥当性については触れていない。

私の解釈は、実のところ、石黒氏の論述それ自体からも裏づけられているように見える。すなわち、氏の論評によれば、「ロムルスという歴史の外に立つ神話的人物において、こうした奇跡が実現した」。また、腐敗がその極致に達した後、「始原の神話的世界が回帰する」ことは、「歴史の神秘であり、人知の予測を超えたことである」。さらに石黒氏は、マキアヴェッリは「奇跡が必然となる神話的世界の再起の瞬間を垣間見た」と論じている。このようにロムルスの立法行為が神話的であり、奇跡的・非歴史的だと解釈するならば、マキアヴェッリが現実政治ではメディチ家によるそうした変革を期待していなかった、ということにならないだろうか。私の解釈は、たんなる願望レベルにおいて絶対的立法者による抜本的改革への期待がマキアヴェッリにあったということを否定するものではない。

絶対的な改革者ないし君主をめぐる議論について私が『征服と自由』で指摘したテキスト上の主要な根拠は、次の三つであるが、石黒氏はそれらの根拠に触れていない。第一に、そもそも同著I巻18章ではフィレンツェは考察の対象ではない。マキアヴェッリは、I巻の16章から18章で、腐敗を軽微な場合と根本的な場合とに幾度も区別している。18章で扱われているのは、腐敗が根本的な場合の考察であり、この実例としてミラノのようなロマーニャ地方が挙げられている。他方で、I巻55章の議論によれば、フィレンツェなどのトスカーナ地方では、ロマーニャ地方とは異なり、腐敗は根本的な程度に達していない。とすれば、I巻18章の議論は、フィレンツェを想定していないと理解すべきであろう。第二に、I巻18章では、完全に腐敗した国家では自由な統治（ないし共和政）を創出しえないという結論が提示されているということも見逃すべきではない。マキアヴェッ

リの考察に従う限り、読者は、その不可能な行為に取り組もうとはしないだろう。第三に、彼が『君主論』で、腐敗克服のために絶対的君主による立法行為をメディチ家に要請しようとしていたのであれば、彼は、なぜそこで腐敗に関する考察を展開していないのだろうか（そこでは、自由な統治の構築のための手段も提供されていない）。これら二つの箇所は、テーマが異なると言わざるをえない。最後に問うならば、マキアヴェッリは、仮にメディチ家がフィレンツェで残酷な手段を用いてまで絶対的権力を獲得した場合、その後に同家が自由な統治や共和政を目指すだろうと素朴に信じていたのであろうか。

[2]

次に各章ごとの批判に応えておこう。(1)『征服と自由』1章では、マキアヴェッリ自身が重視していたフィレンツェ共和主義の伝統を描写したが、これに対する石黒氏の議論には誤解がある。氏は、私のフィレンツェ史解釈について「共和主義がフィレンツェ人一般の本性に至るまで、内面化し得たのか疑問に感じる」と論じているが、拙著ではそのような議論を展開していない。そこで論じたのは、当時のフィレンツェ人自身が共和政統治や自由の追求が市民の（第二の）「本性」になっていると理解していた事実にすぎない。

他方、石黒氏の歴史的考察には、事実誤認と思われるかねない三つの重大な記述がある。第一に、フィレンツェの「外見としての共和政と内実としての君主政の矛盾は、政治の効率性を大きく損なうものとなっていた」という解釈である。まず君主政と共和政との矛盾があったという理解は、歴史的に正確であろうか（初めにそこでの用法を明確化する必要がある）。さらに、その「矛盾が政治の効率性を大きく損なうもの」であったという議論も論証に耐えうるものであろうか。石黒氏の著作を含め、それを論証した先行研究があるようには見えない。

第二に、石黒氏は、メディチ家にとって「自身の権力維持を模索し続ける中で絶対君主化の道を進む以外、いかなる政治的選択肢がありえたらう

か」と指摘している。しかし、この指摘も、君主国化した後世の事実から15世紀や16世紀初頭の政治を読み込んでいるように思われてならない。拙著で指摘したように、少なくともメディチ家の一部の人間やメディチ派、マキアヴェッリ、さらには他の同時代人は、「市民的統治（生活）」という別の選択肢が妥当だと論じていた。

第三に、大評議会の創出は「市民集会の決議による大権機関の形成という臨時システムの恒常化」であり、しかも「終身大統領一個人への授権」であったという解釈がある。しかし、実際には大評議會は、大権機関の「臨時システムの恒常化」であろうか。さらに大評議會は、終身大統領へ「授権」機関であるかのように論じられているが、これも史実とは程遠いように思われる（石黒氏のこの箇所は文章が判然とせず、何を授権するのが不明瞭である）。以上のことを論証した先行研究を（石黒氏の著作を含めて）私は知らない。大評議會は、私の理解する限り、法案の拒否権と官職選出権という重要な特権を持つ機関であり、ソデリーニの独裁を担保していたというより、むしろそれを制限する機能を果たしていたと考えるべきではないだろうか。

(2)『征服と自由』2章は、『君主論』を検討しているが、それに対する石黒氏の評価には、二つの誤解がある。一つは、私が「1512年におけるメディチ家のスペイン依存を否定」しており、これは、私の「事実誤認」であるという指摘である。しかし、拙著では、1512年におけるメディチ家のスペイン依存を否定していない。むしろ、まさにスペイン勢力がフィレンツェ復帰の一因だと解釈している。だが、フィレンツェの支配権の獲得は、その維持と区別されるべきである。たしかにフィレンツェ復帰の段階では、メディチ家はスペインに依存したと言いうるが、それを維持する段階では（メディチ教皇とともに）フランスに依存していた。1513年以降フィレンツェの外交政策は、フランスと教皇庁の板挟みとなっていたのである。

もう一つは、私の『君主論』解釈に対する誤解である。私の解釈では、マキアヴェッリは、特に9章でフィレンツェを念頭に置いているが、3章

から7章ではその都市とは質的に異なる統治対象、すなわち、ロマーニャやロンバルディア地方の諸都市を想定していた。この解釈の根拠の一つは、フィレンツェ共和国の内外という区別である。すなわち、一対の二つの君主類型が論じられている8章と9章は、共和国の内部から支配権を獲得した場合であり、フィレンツェのメディチ家は、この場合に該当するという点にある。

石黒氏は、『君主論』6章にもまた、国内から支配権を獲得した君主たちの例があるため、国の内外という区別からは、同章の議論がフィレンツェを排除していることにはならないと論じている。6章が国内から支配権を獲得した君主を提示していること自体は、石黒氏の指摘の通りであり、私の主張は、そのことを否定しているわけではない。私の議論は、誤解を与えるものであったかもしれないが、正確に言えば、マキアヴェッリが6章ではフィレンツェの外部を考察しているというものである。この考察は、『君主論』執筆が複雑な経緯を反映していると考えられる（この事情については拙論『『君主論』第10章』『政治研究』第62号〔2015年〕も参照）。

その執筆経緯を確認しておこう。すでにマキアヴェッリが1513年12月の有名な書簡でジュリアーノを名宛人とした『君主論』の執筆に触れているが、この頃にはジュリアーノは、フィレンツェから地理的・政治的に距離を置き、兄の教皇レオ10世とともにローマから「新しい国家」の獲得を企図していた。マキアヴェッリは1515年1月末の書簡でも、ジュリアーノが北部イタリアの四つの都市を獲得するという噂に触れており、彼がそれらの都市の「新君主」になるだろうと述べている。さらにその場合、チェーザレ・ボルジアを模倣しなければならないとも説かれている。これらの議論は、まさに『君主論』7章までの議論と符合している。他方、フィレンツェの運営は、ジュリアーノと対立していた小ロレンツォに委ねられていた。この状況を踏まえるならば、マキアヴェッリがこの時点でジュリアーノに対し、フィレンツェ統治策を提言する意味があったとは思われない。

ところが、ジュリアーノは、1515年夏頃に病状

が悪化し、1516年3月には死去した。『君主論』の名宛人は、結果的には小ロレンツォに変更された。この変更が正確にどの時点であったのかは不明だが、上述の書簡から1515年1月末以降であることはほぼ間違いない。マキアヴェッリが小ロレンツォに『君主論』の献呈を意図した際、小ロレンツォは、ジュリアーノの「新君主国」を継承し、かつ、フィレンツェの統治者の一人であったと考えられる。おそらく『君主論』の8章以降の数章は、この時に著作に組み込まれたのであろう。この解釈は、推測の域を出ていないが、同著1章で予告される国家分類論の見取り図が7章の範囲までしか示されていない事実は、その根拠の一つとなろう。また、グイッチアルディーニやアラマンニら同時代人がメディチ家宛ての著作で、同家がこれら二種類の統治を担っており、それらを峻別した上でそれぞれの助言を提供していることも見逃せない。

こうした事情から判断すれば、『君主論』執筆開始の時点で、6-7章に国内からの支配権獲得の事例があったとしてもさほど問題はないだろう。そこでの要点は、自らの武力という意味でのヴィルトゥの有無にあり、一対をなす二つの章でマキアヴェッリは、それぞれの実例を提示するだけで十分であったと考えられる。ところが、フィレンツェに関する考察を小ロレンツォに提供する際には、共和国の内部から支配権を獲得した場合を扱う必要がマキアヴェッリにはあった。そこで論じられるのが、支配権の獲得が非道な手段に基づいていた場合(8章)と他の市民の支持に依拠していた場合(9章)であり、まさに後者がフィレンツェの政治状況に合致する。

他方、『君主論』の3章から7章までは、「新君主国」の獲得やその維持を基本的テーマとしており、ここで支配権の維持が困難であるのは、マキアヴェッリが3章冒頭で指摘しているように、新君主が征服時に臣民に加害行為を加えているためである。ところが、メディチ家はフィレンツェに復帰する際、そうした加害行為を行っていない。このことが9章の「市民的君主」の重要な特徴であり、この君主は、8章の非道な君主と対照的で

ある。しかも7章の君主類型は、北イタリアの諸国におけるジュリアーノや小ロレンツォの場合のように、支配権獲得において「全面的に」運(教皇という他者の力)に依存した場合であるが、フィレンツェの支配権獲得においてメディチ家は、実力と運のいずれにも「全面的には」依存していなかった。9章の君主のもう一つの特徴は、これである。

『君主論』の9章がフィレンツェを想定しているというこの解釈に対し、石黒氏は、北中部イタリア諸都市と祖国フィレンツェとを「なんの関連性も設定せぬまま断りもなく並列できるであろうか」と論じている。しかし、上述のように、マキアヴェッリは、君主を章ごとに類型化することで、北中部イタリア諸都市と祖国フィレンツェの政治状況を明確化しており、けっして「断りもなく並列」しているわけではないし、「何の関連性も設定」していないわけでもない。逆に問うならば、石黒氏は、マキアヴェッリのこうした類型化(さらにはその現実政治との関係)をどのように理解しているのだろうか。

なお、石黒氏は、「小ロレンツォにとってフィレンツェ以外の諸都市支配が、副次的意味しか持たなかったように判断される」と論じているが、私は、彼にとって副次的であったのはむしろフィレンツェであり、北中部イタリアの新しい諸都市国家の獲得が彼のより重要な関心であったと解釈している。だからこそ、フィレンツェのメディチ派は、より強い関心をフィレンツェ統治に払うように小ロレンツォに要望したのでないか。しかし、彼は、叔父である教皇レオ10世が死去すれば、自らの地位が不安定になることを見越しており、チェーザレ・ボルジアの二の舞を演じないよう、新国家の獲得を熱望せざるをえなかったのである。

(3)『征服と自由』3章の議論では、フィレンツェには平等があるために君主政を樹立しえないというマキアヴェッリの主張を紹介した。彼は『リウウス論』I巻55章で、平等という政治的条件下では君主政は樹立しえず、フィレンツェなどのトスカーナ地方では、(自由とともに)平等があると論じている。これに対して石黒氏は、トスカ

芽的」であるのかは判然としないが、マキアヴェッリが近代国家を「明晰に表明でき」ていない場合、あるいは、それが近代国家の要件を満たしていない場合、彼を近代国家論者と解釈すべきではないだろう。

とはいえ、第二に、拙著『征服と自由』は、マキアヴェッリの思想的革新性を否定するものではない。そこで試みた作業は、彼の一貫した政治的意図を明らかにすること、換言すれば、『君主論』と『リウウィウス論』の整合性を明確化することであり、彼の政治思想の新しさを論証することではない。ただし、その新しさの一つが世俗性にあることは触れておいた。石黒氏は、マキアヴェッリの思想的革新に関する私の理解についてそれが「摂理や運命を排除した人為による政治社会の構築」と説明しているが、この説明は、ミスリーディングである。より正確に言えば、古代共和国の追求が、来世での救済を放棄するという意味での世俗的な共和国理論をもたらした点に彼の思想的新しさがある。こうした世俗的側面は、古代ローマの発展の要因を安易に摂理や運に求めず、可能な限り人為的見地から探求する姿勢からもうかがえると論じておいた。だが、彼の思想的新しさについては、今後の検討課題としたい。

最後に、「根掘り論」と「先取り論」という問題について触れておきたい。石黒氏は、私のマキアヴェッリ研究が「根掘り論」であり、自身のそれが「先取り論」であると位置づけている。しかし、この位置づけは、誤解を招きかねない。歴史家の間では、中世とルネサンスを連続的と見るか、あるいは断絶的と見るかの長い論争がある。この論争では、素朴にも「中世」や「ルネサンス」を実体化している場合が多いが、ここではそれについては論じない。「根掘り論」の意義は、ルネサンス期にようやく発見できると理解されている現象が、実はすでに中世に見られると指摘する点にある。その現象に関する限り、中世とルネサンスを連続的に見ることになる。たしかに『征服と自由』では、マキアヴェッリが共和主義の伝統を継承したと論じているが、これは、マキアヴェッリ研究の「根掘り論」なのであろうか。私の研究は、

少なくとも、上記の意味での「根掘り論」には該当しないように思われる。

さらに、石黒氏の議論では、「根掘り論」が「先取り論」の対立概念であるのか、両概念が相補的（ないし均衡）となりうるのか不明確である。それら二つを対照させることは必ずしも一般的ではないため、まずは二つの概念の内実を明確化すべきであろう。そもそも中世とルネサンスという時期区分に関するこれらの概念を定義なしにマキアヴェッリ研究に導入することは、無用な混乱を招く恐れがある。むしろ、彼が共和政の伝統を継承したか否か、あるいは、近代国家を構想していたか否か、という論点で十分ではないだろうか。付言すれば、「解釈論のオセロ・ゲーム」という副題も、正鵠を射た表現とはいいがたい。オセロ・ゲームという言葉には、両端の石を押さえるだけでその間のすべての石の色が変わるという印象があるが、歴史や思想の解釈者にとってそうした好都合な一手があるのだろうか。むしろ、自分の解釈とは異なる議論があるならば、それらを一つ一つ地道に根拠を提示して潰していく作業こそ研究者に求められるのではなかろうか。マキアヴェッリがフィレンツェに絶対君主国を樹立しようとしていたという解釈は、彼の著作の多くの議論を説明しなおさねばならないように思われる。そうした個々の説明を期待したい。

なお、関西大学法学研究所「第49回シンポジウム」で私と石黒氏とは議論を交わしており、その様子は、同大学の機関紙『ノモス』第36号（2015年6月公刊予定）に掲載されている。今回私が扱いきれなかった論点は、そこで触れているので参照されたい（また、拙著では紙面の関係上、掲載できなかった「参考文献一覧」もそこに所収されている）。最後に、同シンポジウムをコーディネートしていただいた安武真隆氏（関西大学教授）にこの場を借りて感謝の意を表したい。

第23回研究会「公募パネル」応募者募集のお知らせ

2016年5月28日(土)・29日(日)に名古屋大学東山キャンパスで開催される第23回研究会において、パネル単位での公募セッションを設けます。ここでいうパネルとは、一つのテーマのもとに複数の報告から構成されるセッションを意味します。報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 募集するパネルのテーマ

- ・多様な関心からの積極的な応募を期待しますが、第23回統一テーマ「政治思想研究における『方法』」との関連性を意識した内容を主題としたパネルが優先されます。

2. 応募資格

- ・パネルを構成する司会者と報告者が、全員、応募の時点で会員であることが必要です。
- ・第22回(2015年度)研究会において、自由論題もしくはシンポジウムで報告した方は、報告者としては応募できません。ただし、司会者としての応募は可能です。また、第22回研究会において、司会者・討論者であった方は、報告者または司会者として応募できます。司会者および報告者として応募する方は、第23回(2016年度)研究会の自由論題に重複して応募することはできません。
- ・あらゆる世代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

3. パネルの構成および報告時間

- ・パネルは一人の司会者と2名または3名の報告者によって構成されるものとします。
- ・各報告者は原則として同一の教育・研究機関等に所属していないものとします。
- ・一つのパネルは1時間40分です。時間を厳守して下さい。一人の報告者の報告時間の配

分は各パネルの自主性に委ねますが、20分から25分を一応の目安とします。

- ・公募パネルの進行・運営は申請した司会者が行いますが、パネル全体の開始終了時間については開催校と企画委員会の指示に従ってください。
- ・パネルの配当時間は採用決定後に他のプログラムと同時に決定し、通知します。応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40—18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしていただきます。

4. 応募手続き

- ・応募は応募代表者が行います。
- ・応募代表者はパネルの報告者または司会者のうちから選んでください。
- ・応募代表者はA4用紙に横書きで以下の事項を記入したもの3部を、下記宛てに郵送してください。
 - ①応募代表者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、パネルの題目、パネルの意図ないし趣旨に関する説明(2000字以内)
 - ②各報告者の氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告の題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2000字以内)
 - ③司会者の氏名、生年、所属、身分、連絡先

・応募書類の郵送先

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学社会科学研究所

宇野重規

- ・また、上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチテキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限りします。

- ・ Eメール宛先
宇野重規 uno@iss.u-tokyo.ac.jp
件名欄に「政治思想学会2016年度公募パネル」
と明記してください。
- ・ 締切日（郵送・Eメールともに）2015年9月
12日（土）必着

5. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2015年10月の
理事会で採否を決定し、その結果を応募者に
通知します。

6. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2016 年4 月15日（金）までに、
報告原稿（フルペーパー）またはレジュメの
ファイルをホームページ担当者の小田川理
事（daisuke.odagawa@gmail.com）にメール
でお送りください。ファイルは、Microsoft
Word、一太郎、P D F の形式でお願いします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報
告原稿（フルペーパー）を事前に送付してく
ださい。
- ・ 報告の際に配布するレジュメないし、報告原
稿を、当日30部程度用意してください。

7. 応募書類等の返却

応募文書、報告原稿等は返却しません。

なお、2017年度以降における、パネル単位での公募セッションの開催については、応募状況および当該年度開催校の諸事情などを考慮して、改めて審議・決定するものとします。

企画委員会 宇野重規（東京大学）（主任）
田村哲樹（名古屋大学）
野口雅弘（立命館大学）
河野有理（首都大学東京）

☆この件についての問い合わせ先☆

宇野重規 uno@iss.u-tokyo.ac.jp
件名欄に「政治思想学会2016年自由論題問い
合わせ」と明記してください。

ご連絡は、原則としてEメールでお願いしま
すが、やむを得ない場合はFax (03) 5841 - 4905を
ご利用ください。

第23回研究会「自由論題」報告者募集のお知らせ

2016年5月28日(土)・29日(日)に名古屋大学東山キャンパスで開催される第23回研究会において、自由論題セッションを設けます。

報告希望者は、下記の要領で応募してください。

1. 応募資格

- ・ 応募の時点で会員であることが必要です。
第22回(2015年度)研究会の自由論題に採用された方は応募できません。
第23回(2016年度)研究会の公募パネルに司会者および報告者として応募する方は、自由論題に重複して応募することはできません。
- ・ あらゆる年代からの積極的な応募を期待していますが、応募者が多数の場合には、若手研究者を優先する場合があります。

2. 報告時間

- ・ 報告時間は、20～25分を予定しています。
- ・ 採用決定後に、確定した時間を通知します。
応募者は、配当時間の通知があるまでは、学会開催中の土曜日・日曜日の8:40-18:00の間のすべての時間帯で参加可能であるようにしておいてください。

3. 応募手続き

- ・ A4の用紙に、横書きで、氏名、生年、所属、身分、連絡先、報告題目、報告の意図ないし趣旨に関する説明(2,000字以内)を記したものの3部を、下記宛に郵送してください。
- ・ 応募書類の郵送先
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学社会科学研究所
宇野重規
- ・ また、上記の応募文書と同じ内容の電子ファイルを、Eメールに添付して送付してください。ファイルは、Microsoft Word、リッチ

テキスト、標準テキスト、PDFのいずれかの形式に限ります。

・ Eメール宛先

宇野重規 uno@iss.u-tokyo.ac.jp

件名欄に「政治思想学会2016年度自由論題」と明記してください。

- ・ 締切日(郵送・Eメールともに)2015年9月12日(土)必着

4. 審査手続き

- ・ レフリーによる審査を経て、2015年10月の理事会で採否を決定し、その結果を応募者に通知します。
- ・ なお、場合によっては自由論題以外のセッションに組み入れることもあります。

5. 原稿、配布資料

- ・ 報告者は、2016年4月15日(金)までに、報告原稿(フルペーパー)のファイルをホームページ担当者の小田川理事(daisuke.odagawa@gmail.com)にメールでお送りください。ファイルは、Microsoft Word、一太郎、PDFの形式でお願いいたします。
- ・ 同一パネルの他の報告者、および司会者に報告原稿(フルペーパー)を事前に送付してください。
- ・ 報告の際に配布するレジメないし、報告原稿(フルペーパー)を、当日30部程度用意してください。

6. 応募文書等の返却

応募文書、報告原稿等は返却しません。

企画委員会 宇野重規(東京大学)(主任)

田村哲樹(名古屋大学)

野口雅弘(立命館大学)

河野有理(首都大学東京)

☆この件についての問い合わせ先☆

宇野重規 uno@iss.u-tokyo.ac.jp

件名欄に「政治思想学会2016年自由論題問い合わせ」と明記してください。

ご連絡は、原則としてEメールでお願いしますが、やむを得ない場合はFax (03) 5841 - 4905をご利用ください。

[ニューズレター39号〈評論：安武真隆「追悼、イシュトファン・ホント（1947-2013年）」〉訂正]

2頁2行目

「歴史学部の非常勤講師として」（誤） → 「歴史学部の専任講師として」（正）

2015年7月20日発行 発行人 押村 高 編集人 堤林 剣

政治思想学会事務局 〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町56-1 立命館大学法学部 野口雅弘研究室内

Fax : 075-465-8294 E-mail : admin-jcspt@ritsumeilaw.jp

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）

（株）アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37

Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913

学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>